

1・1 海運税制（国際船舶に係る登録免許税の特例措置）

1・1・1 平成 28 年度税制改正要望について

平成 27(2015)年度の税制改正以降、租税特別措置法については法人実効税率引き下げ議論に伴う抜本的な見直しが取沙汰されるなど、海運税制にとって厳しい状況が続く中、当協会は、会員へのアンケート結果等を踏まえ、政策委員会・財務幹事会が中心となり、「平成 28 年度税制改正要望」【資料 1-1-1-1】をとりまとめ、平成 27(2015)年 9 月 29 日の定例理事会において同要望を承認の上、12 月の平成 28 年度税制改正大綱の決定に向けて、国会関係者をはじめ、関係各方面に海運税制の重要性を訴えるべく活動を開始した。

当協会の重点要望は、平成 27(2015)年度末で期限を迎える以下の項目である。

《平成 28 年度税制改正要望(重点要望事項)》

国際船舶に係る登録免許税の特例措置の改善・延長

この他、当協会が継続的に要望している海運税制、国際課税および企業税制に関し、海運税制については内航総連と調整の上、また、国際課税については国際課税連絡協議会、企業税制については経団連の動向を踏まえ、対応した。

一方、国土交通省海事局は、当協会の要望も踏まえ、平成 27(2015)年度末で期限を迎える「国際船舶の所有権保存登記等に係る課税の軽減措置」（＝国際船舶に係る登録免許税の特例措置）の延長および拡充を 8 月 27 日付で財務省に要望した。【資料 1-1-1-2】

1・1・2 与野党などの動き

平成 28 年度税制改正の議論に関連して、平成 27(2015)年 10 月 13 日に公明党、11 月 17 日には自民党が要望ヒアリングを開催し、当協会から工藤会長が出席、当協会要望について説明を行った。また、これに先立ち 9 月 15 日に開催された民主党要望ヒアリングでは、小田副会長が出席、説明を行った。さらに自民党では、上記ヒアリングとは別に 11 月 24 日に「海運・造船対策特別委員会(委員長:村上誠一郎衆議院議員)、海事立国推進議員連盟(会長:衛藤征士郎衆議院議員)」合同会議が開催され、当協会(工藤会長出席)を含む海運・造船業界の関係団体から要望を聴取した上、国際船舶に係る登録免許税の特例措置の改善・延長および次年度以降に期限を迎える海事関連税制措置(船舶特償・圧縮記帳・トン数税制等)の維持・拡充を含む「海事産業を支える予算・税制に関する決議」が全会一致で採択された。

当協会は、上記ヒアリング等と併せて、工藤会長・小田副会長・小野理事長を中心に国会議員への陳情活動を 11 月上旬から開始し、合計 65 名の国会議員に対し陳情を行った。

1・1・3 海事振興連盟との協調

超党派の国会議員等で構成する海事振興連盟は平成 27(2015)年 11 月 18 日に通常総会を開催し、当協会から工藤会長が出席、これに先立ち 9 月 12 日に開催された新潟タウンミーティングには小田副会長が出席し、夫々の会合にて、日本籍船増加に必要な不可欠な制度とし

て国際船舶に係る登録免許税の特例措置の改善・延長を要望した。また、12月7日には海事振興連盟衛藤征士郎会長をはじめとする国会議員が、加盟団体の代表者(当協会からは小野理事長が出席)とともに、麻生太郎財務大臣と面談し、同措置の改善・延長を訴えた。

1・1・4 税制改正の結果

上記活動が奏功し、11月30日の自民党税制調査会小委員会において行われた所謂〇×審議では、国際船舶に係る登録免許税の特例措置について、「△」(検討し、後日報告の意)の結論を得、実質的に要望が認められることとなった。その後、12月16日に平成28年度与党税制改正大綱が公表され、ほぼ当協会の要望どおり、2年の延長および対象船舶の拡充が認められた。また、平成27(2015)年12月24日には同与党大綱が「平成28年度税制改正の大綱」(＝政府税制改正大綱)として閣議決定された。

改正前(～H28.3.31)	改正後(H28.4.1～H30.3.31)
軽減税率:3.5/1000 (本則 4.0/1000) 対象船舶: ・新造船 ・FB 船*(船齢5年未満)	軽減税率:3.5/1000 対象船舶: ・新造船 ・FB 船*(船齢制限を撤廃) 要件等:以下を付加 ①新造船、FB 船*ともに1万総トン以上 ②FB 船*はPSC**拘留実績が無いこと

*フラッグバック船

**Port State Control(ポートステートコントロール)

なお、平成28年度税制改正の大綱を踏まえた関連法案は平成28(2016)年3月29日付で成立し、4月1日より施行された。【資料1-1-4-1】